

【目次】

第170項	瀬戸内海	播磨灘、片上港	灯浮標消灯、仮灯設置
第171項	瀬戸内海	岡山水道、小串港付近	小型船操縦訓練
第172項	瀬戸内海	岡山港	海上作業
第173項	瀬戸内海	宇野港	重量物荷役作業
第174項	瀬戸内海	高松港及び付近	ヨットレース
第175項	瀬戸内海	水島港	クレーン設置作業等
第176項	瀬戸内海	三原瀬戸、重井港及び付近	埋立て完成
第177項	瀬戸内海	来島海峡及び付近	船舶通航信号所一部業務休止
第178項	瀬戸内海	広島湾、江田島湾	カッターレース
第179項	瀬戸内海	大島瀬戸	橋梁点検作業
お知らせ	G7広島サミット開催に伴う海上警備に関するお願い		

◎ この通報の位置情報は「世界測地系WGS-84」です。

◎ この通報はインターネット、電子メール（インターネットで登録）で配信しています。

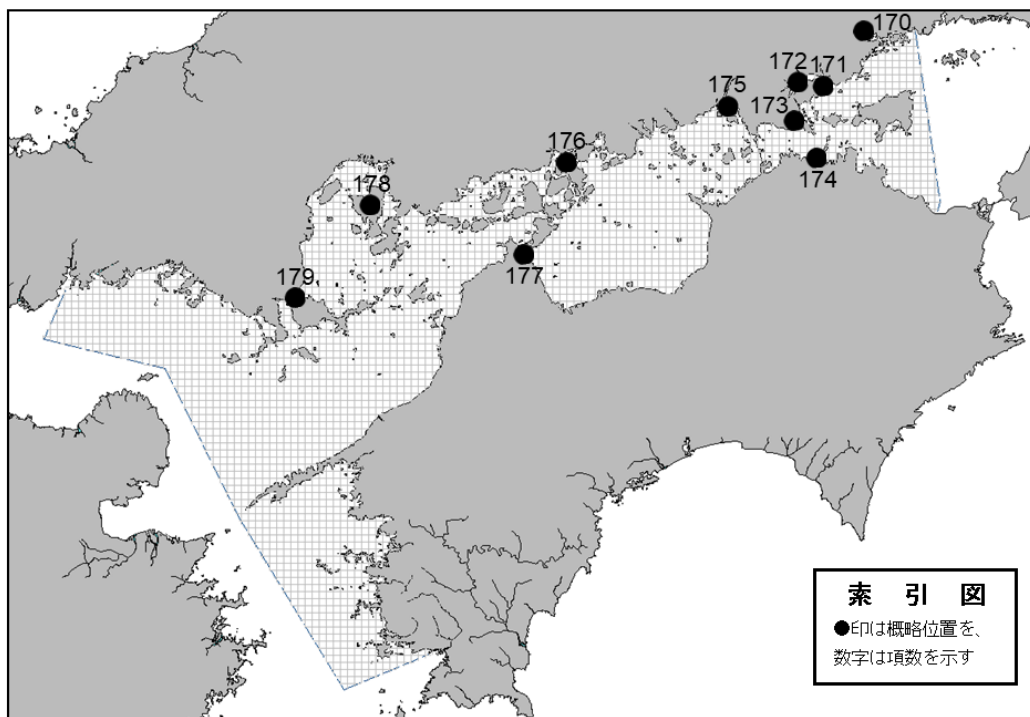
また、航行警報もインターネットで入手できます。

インターネットアドレス <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/>

◎ 情報の通知について

航海上重要な事項（航路標識の異変、航路障害物の存在等）及び水路図誌の内容と相違する事柄に気付かれた方は、第六管区海上保安本部又は海上保安部署等に連絡をお願いいたします。

◎ 水路通報に関するお問い合わせは第六管区海上保安本部[電話(082)251-5111(内線2515)]まで。



～ 海の事件・事故は 118番へ ～

★5年170項 瀬戸内海 — 播磨灘、片上港 灯浮標消灯、仮灯設置

名称 片上港第17号灯浮標
 位置 34-44.1N 134-11.2E
 備考 仮灯(単閃緑光、毎3秒に1閃光)を設置
 海図 W1115-W1114
 参照書誌 411 3911番
 出所 玉野海上保安部



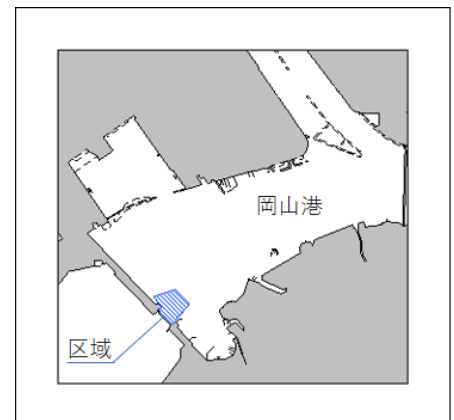
★5年171項 瀬戸内海 — 岡山水道、小串港付近 小型船操縦訓練

期間 令和5年5月1日～30日(予備日を含む)の日出～日没
 区域 4地点により囲まれる区域
 (1) 34-34-58N 134-02-36E
 (2) 34-34-49N 134-02-41E
 (3) 34-34-53N 134-02-29E
 (4) 34-34-59N 134-02-28E
 備考 区域内に浮標を設置
 海図 W155-W1114
 出所 第六管区海上保安本部



★5年172項 瀬戸内海 — 岡山港 海上作業

六管区水路通報5年5号50項削除
 期間 令和5年6月4日までの日出～日没
 区域 5地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域
 (1) 34-35-17N 133-57-16E(岸線角)
 (2) 34-35-19N 133-57-15E
 (3) 34-35-21N 133-57-22E
 (4) 34-35-17N 133-57-27E
 (5) 34-35-12N 133-57-22E(岸線角)
 備考 (1) 排水樋門の改修工事
 (2) 汚濁防止膜及び区域を示す黄色灯を設置
 (3) 潜水作業を伴う
 海図 W155
 出所 玉野海上保安部



★5年173項 瀬戸内海 — 宇野港 重量物荷役作業

期間 令和5年4月22日～24日(予備日25日～5月5日)の日出～日没

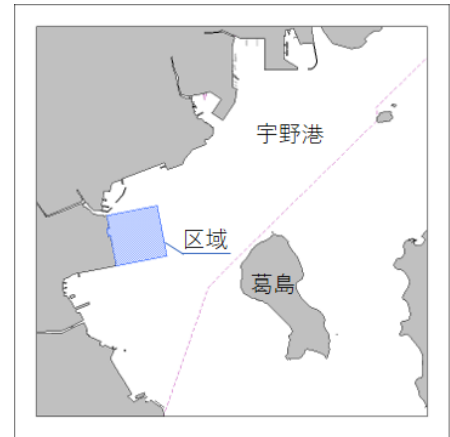
区域 4地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

- (1) 34-28-45N 133-56-18E(岸線角)
- (2) 34-28-48N 133-56-35E
- (3) 34-28-34N 133-56-38E
- (4) 34-28-31N 133-56-21E(岸線角)

- 備考 (1) 作業船のアンカー位置及びアンカーワイヤーが水面下7mとなる位置に浮標を設置
- (2) 夜間、作業船は区域内に停泊し、アンカー位置及びアンカーワイヤーが水面下7mとなる位置に黄色灯付浮標を設置
- (3) 警戒船を配置

海図 W154-W137A-JP137A

出所 宇野港長



★5年174項 瀬戸内海 — 高松港及び付近 ヨットレース

期間 令和5年4月16日の0800～1500

区域 3地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

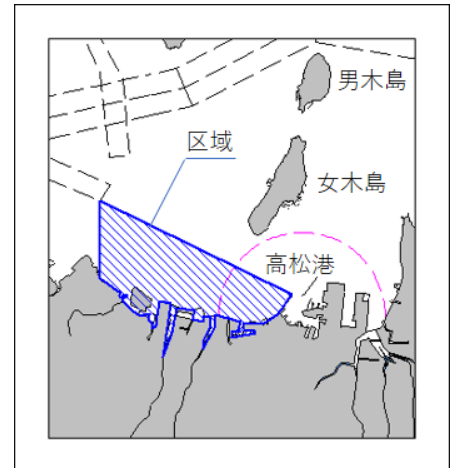
- (1) 34-21-58N 133-58-53E(岸線上)
- (2) 34-23-23N 133-58-52E
- (3) 34-21-42N 134-03-06E(防波堤先端)

- 備考 (1) 区域内にコースを示す浮標を設置
- (2) 警戒船を配置

海図 W1125-W137A-JP137A-

W153-JP153

出所 高松港長



★5年175項 瀬戸内海 — 水島港 クレーン設置作業等

期間 令和5年4月29日～5月1日(予備日2日～8日)の日出～日没

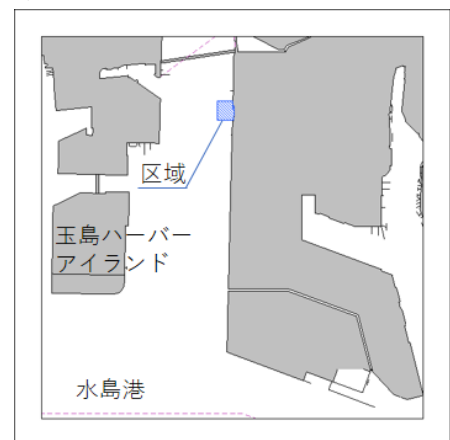
区域 4地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

- (1) 34-30-58N 133-42-19E(岸線上)
- (2) 34-30-58N 133-42-07E
- (3) 34-31-10N 133-42-08E
- (4) 34-31-10N 133-42-19E(岸線上)

- 備考 (1) クレーン更新に伴う設置、撤去及び荷役作業
- (2) 作業船のアンカーワイヤーが水面下3mとなる位置に浮標を設置
- (3) 夜間、作業船は区域内に停泊し、アンカー位置及びアンカーワイヤーが水面下3mとなる位置に橙色灯付浮標を設置
- (4) 警戒船を配置

海図 W1127B-JP1127B

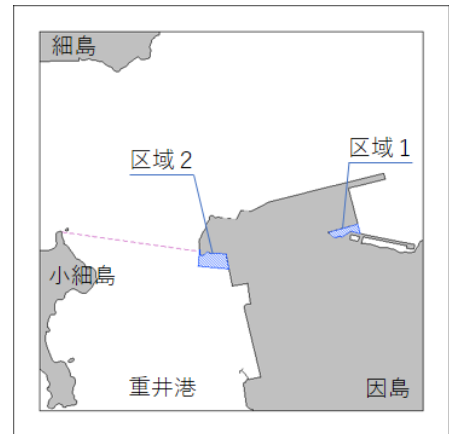
出所 水島港長



★5年176項 瀬戸内海 — 三原瀬戸、重井港及び付近 埋立て完成

- 区域1 2地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域
(1) 34-21-27.6N 133-09-12.3E(岸線角)
(2) 34-21-26.5N 133-09-12.6E(岸線上)
- 区域2 3地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域
(1) 34-21-22.1N 133-08-53.4E(岸線上)
(2) 34-21-22.5N 133-08-48.8E
(3) 34-21-24.0N 133-08-49.1E(岸線上)

海 図 W114-W103
出 所 第六管区海上保安本部



★5年177項 瀬戸内海 — 来島海峡及び付近 船舶通航信号所一部業務休止

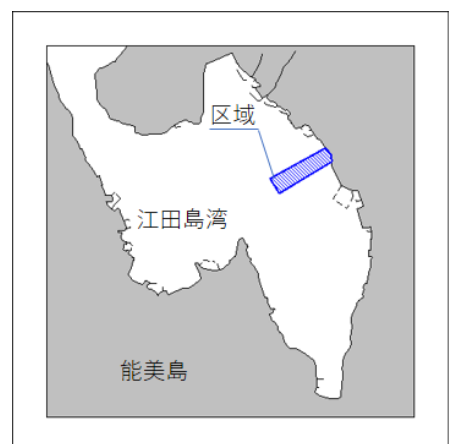
- 期 間 令和5年5月1日の0930~1410
(予備日2日の1000~1440、15日の0850~1310、29日の0850~1200、30日の0850~1310、31日の0900~1400)の内2時間
- 名 称 今治船舶通航信号所
- 休止業務 大浜レーダー施設のレーダー映像を使用して行う情報提供業務
- 海 図 W100A-W100B
- 参照書誌 411 8406番
- 出 所 第六管区海上保安本部

★5年178項 瀬戸内海 — 広島湾、江田島湾 カッターレース

- 期 間 令和5年4月25日(予備日26日)の0800~1645
- 区 域 4地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域
(1) 34-14.5N 132-28.4E(岸線上)
(2) 34-14.2N 132-27.8E
(3) 34-14.4N 132-27.8E
(4) 34-14.6N 132-28.3E(岸線上)

- 備 考 (1) コースを示す浮標を設置
(2) 警戒船を配置

海 図 W142-JP142
出 所 第六管区海上保安本部



★5年179項 瀬戸内海 — 大島瀬戸 橋梁点検作業
期 間 令和5年4月18日～5月31日(予備日を含む)の日出～日没
区 域 3地点を結ぶ線上
(1) 33-57-45N 132-11-08E(岸線上)
(2) 33-57-16N 132-11-07E
(3) 33-57-15N 132-11-08E(岸線上)
備 考 橋梁点検車のゴンドラが橋梁桁下約3 mまで下降する
ことがある
海 図 W1132
出 所 第六管区海上保安本部



事前通報・航行自粛にご協力をお願いします！

グランドプリンスホテル広島(広島市南区元宇品町所在)周辺
海域・河口部周辺海域において、**海上警備を強化**します。

警備上の必要性から、**立入検査、職務質問等を実施する場合があります**ので、ご協力をお願いします。

特に厳重な警備を行いますので、下記期間中、**広島湾を航行予定の船舶**は、**以下の3点**についてご理解とご協力をお願いいたします。

① 航行予定の事前の通報(事前通報)

5月15日(月)～5月22日(月)サミット関連行事終了までの間、**広島港(事前通報対象海域)**を航行する予定の船舶は、

- ☑ 航行予定日の前日正午までに
- ☑ 事前通報用紙に必要事項をご記載のうえ
- ☑ FAX送信 FAX番号: 082-253-8475
- ☑ メール送信 アドレス: jcg-6kokoanzen2@gxb.mlit.go.jp
- ☑ または、六本部交通部に直接持込 により

5月8日(月)から
受付を開始します。



航行予定の事前の通報(事前通報)をお願いします。



- ※ 事前通報の詳細は、右のQRコードより「事前通報記入例」をご参照願います。
- ※ 事前通報が無い場合、現場海域での確認に時間を要する場合があります。

② 航行自粛海域における航行の自粛について

5月15日(月)～5月22日(月)サミット関連行事終了までの間、**広島港(事前通報対象海域)**を航行する予定の船舶は、**航行自粛海域**にみだりに立ち入らないようお願いします。

③ その他の海域における海上警備について

5月19日(金)～5月21日(日)のサミット期間中、**その他の海域**において、航行自粛を伴う海上警備を行う可能性があります。**海上警備へのご理解・ご協力をお願い致します。**

自主警備体制の強化にご協力をお願いします！

G7広島サミット開催に伴う海上警備にご協力を！
～海事・漁業・マリンレジャー等の関係者の皆様へ～

G7広島サミット開催に伴うテロ等の未然防止のため、**以下の措置の徹底**をお願いします。



◎ 「自主警備の強化」と「船舶管理の徹底」を！

- 臨海施設(海運事業者、マリーナ、漁協等)の管理者は、**不審物・不審事象の早期発見**のため、**巡回**や**不審者の侵入防止策**、**立入禁止区域の明示**、**手荷物検査**などを講じていただくようお願いします。
- 船の盗難及び不正使用を防止するため、**施錠**、**エンジンキーの確実な保管**、**船舶貸出時の身元確認等の徹底**をお願いします。

◎ 不審事象を発見したら直ちに通報を！

以下のようなことがあれば、直ちに「118番」又は最寄の海上保安部署に**通報**をお願いします。

ご不明な点はお問い合わせください

- ・ 身元が分からない人から船を貸してくれと頼まれた。
- ・ 船が盗まれた。
- ・ 日頃見かけない船がウロウロしているなど不審な船がいる。
- ・ 挙動不審な人、危険物や不審物を所持した人がいる。
- ・ 不審物が置かれている。



第六管区海上保安本部
(電話082-251-5111)





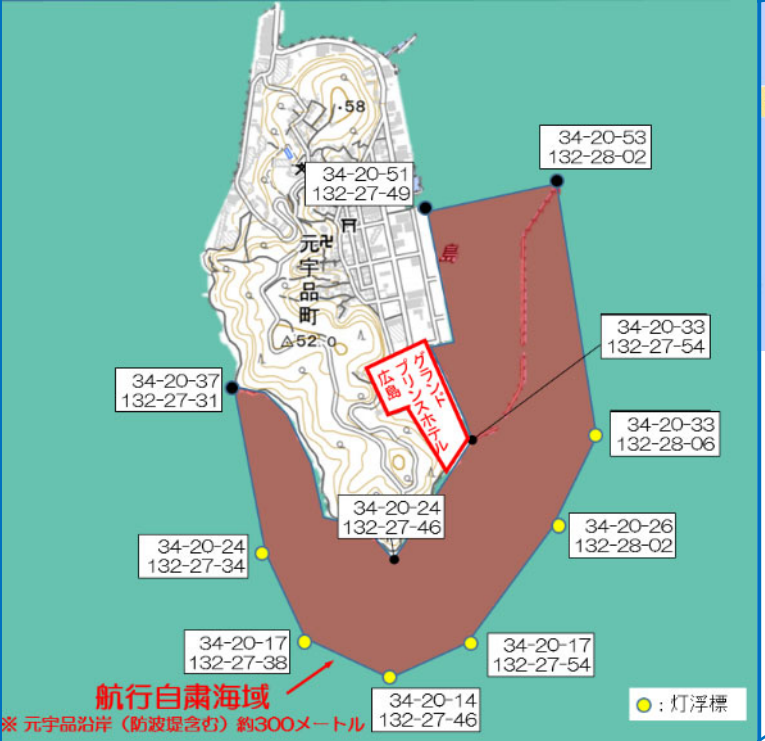
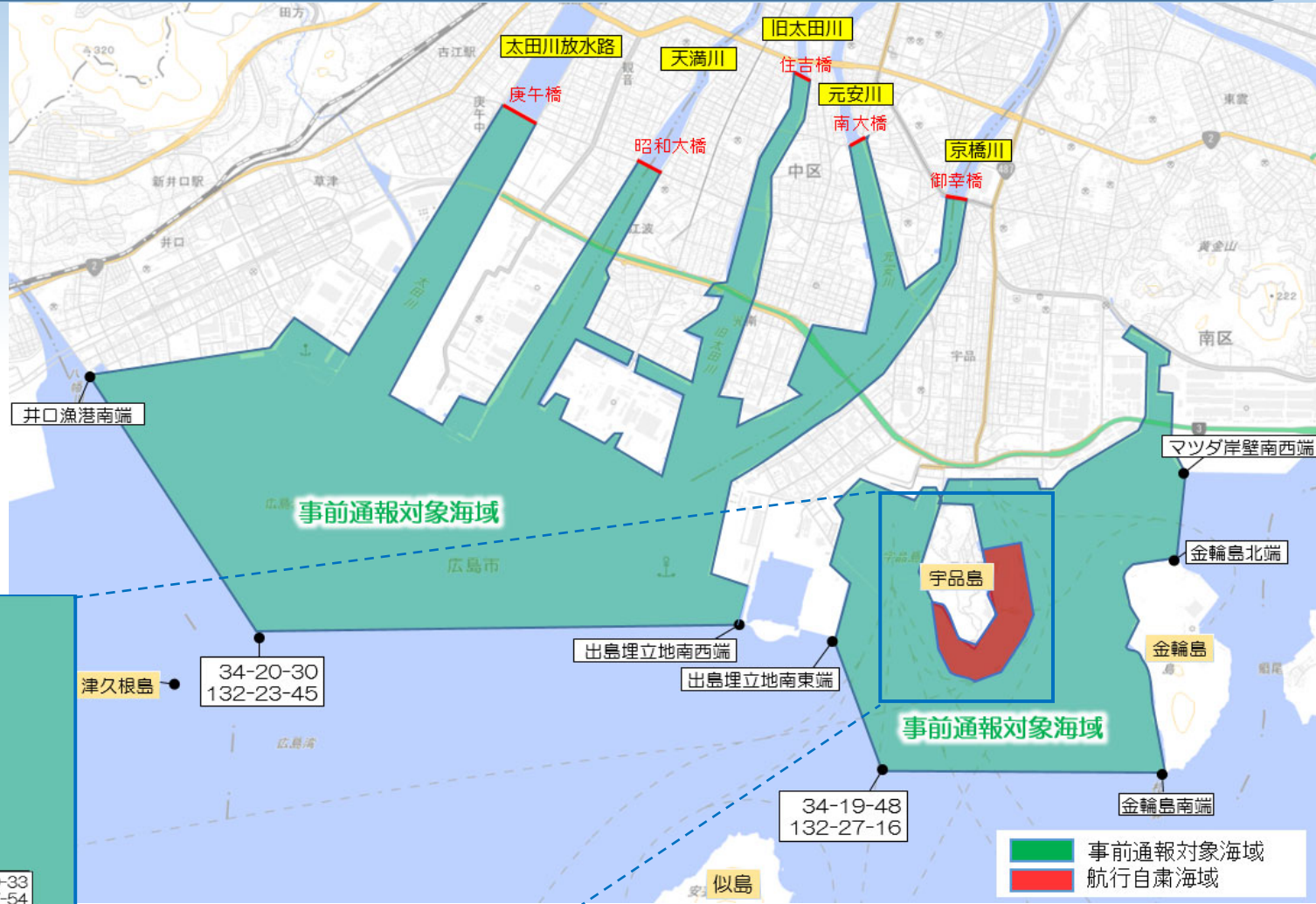
G7広島サミット開催に伴う海上警備にご協力を！

～広島湾を航行予定の海事・漁業・マリンレジャー等の関係者の皆様へ～

5月15日(月)～22日(月)に
事前通報対象海域を航行する
時は、事前通報をお忘れなく！



事前通報後、識別旗の
交付を受けることにな
った船舶は、識別旗を
お渡しますので、第
六管区海上保安本部
に取りに来ていただく
ことになります。
(AIS搭載船は除く)



5月15日(月)～22日(月)の間、
航行自粛海域に
みだりに立ち入らないでね！



その他の海域においても、航行自粛を伴う海上警備を
行う可能性があります。
海上警備へのご理解・ご協力をお願い致します。